

令和5年度銚田市中小企業等光熱費高騰対策支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症(新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2第1項の新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。)の拡大、原油価格及び物価高騰等の影響を受ける市内の中小企業者等に対し、事業の継続を支える資金として、予算の範囲内において支援金を交付することについて、銚田市補助金等交付規則(平成17年銚田市規則第37号)に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者等 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)に規定する中小企業者、小規模企業者及び個人事業者(農林水産業を除く)をいう。
- (2) 事業所 事業の用に供する事務所、店舗等(仮設又は臨時のものを除く)をいう。
- (3) 光熱費等 電気料金、ガス料金、上下水道料金、ガソリン代、灯油代、軽油代、又は重油代をいう。

(交付対象者)

第3条 支援金の交付の対象となる者は、令和3年4月1日時点で市内に事業所を有し事業を営む中小企業者等で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 個人の場合、令和2年分又は令和3年分の確定申告(市県民税申告の場合は市県民税申告で申告した経費)のうち、任意の1年間分の光熱費等の合計額(販売等に供するものは除く)が消費税を除いた額で年間120万円を超えるもの
- (2) 法人の場合、令和2年又は令和3年を起点とする事業年度の確定申告に要した決算書に記載されている経費のうち、任意の1期分の光熱費等の合計額(販売等に供するものは除く)が消費税を除いた額で年間120万円を超える者
- (3) 市長が特に必要と認めたもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当するものは対象とはしない。

- (1) 令和4年度に銚田市中小企業等光熱費高騰対策支援金の交付を受けた者
- (2) 市税を滞納している者
- (3) 申請日以降に事業を継続する意思のない者
- (4) 宗教活動及び政治活動を事業の主たる目的としている者
- (5) 銚田市暴力団排除条例(平成23年銚田市条例第13号。以下「暴排条例」という。)第2条第1号から第3号までの規定に該当する者
- (6) 暴排条例第2条第1号から第3号までに規定する者と社会的に非難されるべき関係を有する者
- (7) 法人でその役員のうち、暴排条例第2条第2号又は第3号に該当する者がいる者

(8) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当ではないと認めるもの
(支援金の額)

第4条 この要綱により交付する支援金の額は別表1に定めるものとする。

2 支援金の交付は、1事業者1回とする。

(支援金の交付申請)

第5条 支援金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、令和6年2月16日までに次の書類を市長に提出しなければならない。

(1) 銚田市中小企業等光熱費高騰対策支援金交付申請書兼請求書(様式第1号)

(2) 補助対象経費内訳書(様式第2号)

(3) 申告書類及び交付要件確認書類の写し

ア 法人：決算書(貸借対照表、損益計算書、販売費及び一般管理費の内訳の分かる資料、及び法人概況説明書の両面)

イ 個人(青色申告)：確定申告書B(第一表・第二表)及び所得税青色申告決算書(1～4面)又は収支内訳書

ウ 個人(白色申告)：確定申告書B(第一表・第二表)及び収支内訳書

エ 個人(市県民税申告)：市県民税申告書及び収支内訳書

(4) 本人確認書類の写し

ア 法人：商業登記簿謄本(全部事項証明書(交付日から3ヶ月以内のもの))

イ 個人：本人確認書類(運転免許証・マイナンバーカード(表面)・住民票抄本など)

(5) 市外に本店がある場合は、市内の事業所の所在が確認できる資料

(市内事務所の不動産登記事項証明書・公共料金領収書・賃借契約書など)

(6) 振込先口座の通帳等の写し

(7) その他市長が必要と認める書類

(支援金の交付の決定)

第6条 市長は、交付申請があったときは、その内容を審査するものとし、適当と認められるときは支援金の交付を決定し、支援金を交付するものとする。

2 市長は、前項の審査の結果、支援金の交付をしない決定をしたときは、申請者に対し、銚田市中小企業等光熱費高騰対策支援金不交付決定通知書(様式第3号)により、その旨を通知するものとする。

(交付決定の取消し等)

第7条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付の決定を取り消すことができる。この場合において、既に交付した支援金があるときは、その全部又は一部について期限を定めて返還させることができる。

(1) この要綱又は法令に違反したとき。

(2) 提出書類の記載事項に偽りがあったとき。

(3) その他市長が不相当と認めたとき。

(交付の取消し)

第8条 市長は前条に規定する取消しを決定したときは、銚田市中小企業等光熱費高騰対策支援金交付決定取消通知書(様式第4号)により申請者に通知し、既に支援金

を交付している場合は返還させるものとする。

(証拠書類の保存)

第9条 申請者は、支援金の交付に係る帳簿その他証拠書類を整理し、交付の翌年から起算して5年間保管しなければならない。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年6月21日から施行する。

別表 1 (第 4 条関係)

光熱費等合計額(消費税抜きの額で判別)	支援金額
120万円以上240万円未満	50,000円
240万円以上480万円未満	100,000円
480万円以上	200,000円

様式第1号(第5条関係)

銚田市中小企業等光熱費高騰対策支援金交付申請書兼請求書

年 月 日

銚田市長 あて

申請者 所在地又は住所
商号又は名称
代表者職・氏名
電話番号

(※携帯電話など常時連絡の取れる番号を記載してください。)

銚田市中小企業等光熱費高騰対策支援金交付要綱第5条の規定により、次のとおり支援金の交付を申請します。

1 申請者の概要

事業形態 (いずれかに☑)	<input type="checkbox"/> 法人	<input type="checkbox"/> 個人事業主
資本金の額 (出資の総額)	円	/
従業員数 (役員等は除く)	人	
市内事業所 所在地	<input type="checkbox"/> 申請者欄と同一 <input type="checkbox"/> その他 _____	

2 交付申請額

「補助対象経費内訳書(様式第2号)」の合計額を記入してください。

(A + B)	経理 方式	<input type="checkbox"/> 税込経理
円		<input type="checkbox"/> 税抜経理

	光熱費等合計額(消費税抜きの額で判別)	交付申請額
<input type="checkbox"/>	120万円以上240万円未満	50,000円
<input type="checkbox"/>	240万円以上480万円未満	100,000円
<input type="checkbox"/>	480万円以上	200,000円

3 宣誓項目(すべて必須。確認の上、してください)

- 要綱第3条に規定する支援金交付要件を満たしています。
- 支援金の申請に関して提出する書類内容に虚偽はありません。
- 申請日以降も事業を継続する意思があります。
- 市税の滞納はありません。
- 市長が行う関係書類の提出指示，事情聴取及び立ち入り検査に応じます。
- 市長が本交付申請に関して公的機関へ調査照会することに意義はありません。
- 虚偽や不正な手段により支援金を受給した場合には，支援金を返還します。
- 銚田市暴力団排除条例(平成23年銚田市条例第13号。以下「暴排条例」という。)第2条第1号から第3号までに規定する暴力団及び暴力団員，暴力団員等に該当していません。
- 暴排条例第2条第1号及び第2号に規定する暴力団及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していません。
- 法人でその役員のうち，暴排条例第2条第2号及び第3号に規定する暴力団員及び暴力団員等に該当する者はありません。

4 支援金振込先

振込先 金融機関名	<input type="checkbox"/> 銀行 <input type="checkbox"/> 信用金庫 <input type="checkbox"/> 信用組合 <input type="checkbox"/> 農協	支店名	<input type="checkbox"/> 本店 <input type="checkbox"/> 支店 <input type="checkbox"/> 出張所
口座種別 (どちらかに○)	普通・当座	口座番号	
(フリガナ) 口座名義人			

※ 口座名義は，申請者が法人の場合は当該法人，個人の場合は当該個人に限ります。

5 必要書類(確認のうえ、してください)

共通	<input type="checkbox"/> 補助対象経費内訳書(様式第2号) <input type="checkbox"/> 市外に本店がある場合は，市内の事業所の所在が確認できる資料の写し <input type="checkbox"/> 振込先口座の通帳等の写し
----	---

法人	<input type="checkbox"/> 決算書1期分	貸借対照表+損益計算書+販売費及び一般管理費の内訳の分かる資料+法人概況説明書両面の写し
	<input type="checkbox"/> 商業登記簿謄本	全部事項証明書(交付日から3ヶ月以内のもの)の写し
個人	<input type="checkbox"/> 申告書類及び 交付要件確認書類	青色申告: 確定申告書B(第一表・第二表) + 所得税青色申告決算書(1~4面)又は収支内訳書 白色申告: 確定申告書B(第一表・第二表)+収支内訳書 市県民税申告: 市県民税申告書+収支内訳書
	<input type="checkbox"/> 本人確認書類	運転免許証, マイナンバーカード(表面), 住民票抄本などいずれか一つの写し

様式第2号 補助対象経費内訳書(第5条関係)

補助対象経費	電気料金, ガス料金, 上下水道料金, ガソリン代, 灯油代, 軽油代, 重油代
---------------	---

1. 水道光熱費…確定申告時の勘定科目「水道光熱費」の月別の金額をご記入ください。

年	月	水道光熱費 (円)	内訳	
			補助対象外経費	補助対象経費
合計		…注1		…A

注1：申告書・決算書等に計上されている勘定科目の合計額と一致しているかご確認ください。

2. その他 燃料費の金額をご記入ください。

補助対象経費…電気料金, ガス料金, 上下水道料金, ガソリン代, 灯油代, 軽油代, 重油代のうち上記「1.水道光熱費」で記入していない経費についてご記入ください。

年	月	その他 燃料費 (円)	内訳	
			補助対象外経費	補助対象経費
該当する勘定科目に○を記入：燃料費/車両費/旅費交通費/売上原価費/消耗品費/その他()				
合計		…注2		…B

注2：申告書・決算書等に計上されている該当の勘定科目の合計と一致しているかご確認ください

誓約事項

1. 補助対象経費内訳書に記載の内容に虚偽はありません。
2. 申請に係る帳簿, その他の支払いの証拠書類を整理し, 交付の翌年から起算して5年間保存し支援金の審査のために追加資料の提出を求められた場合は, その求めに応じます。

申請者署名 (法人の場合は会社名及び代表者名)



